

(仮称) いわき太陽光発電事業計画段階環境配慮書に対する意見

1 全体的事項について

- (1) 事業の実施にあたっては、周辺住民や地元自治会等の理解が不可欠であることから、周辺住民等に対しては、十分なコミュニケーションを図るなど、相互の意思疎通に最大限努めたいうで、事業による環境影響を積極的かつ分かりやすく示すこと。
また、周辺住民等の求めに応じて説明会を開催するなど、意見や要望に対して、十分な説明や誠意をもって対応し、誠実に理解の醸成を図ること。
さらに、周辺住民等の安全・安心を最大限に確保する観点から、事業による環境影響を適切に予測及び評価し、最大限の環境保全措置を講ずること。
- (2) 環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に関する説明会の実施にあたっては、周辺住民等が幅広く参加できるよう、住民の生活形態に配慮して開催日時や場所等を設定するとともに、複数の方法（地区の回覧板の活用等）により周知すること。
また、縦覧期間の終了後においても、事業計画の概要等を記載した資料をインターネットで公開することや、最寄りの公共施設に設置することなどにより、周辺住民等に対する事業計画の周知徹底を図ること。
- (3) ソーラーパネル等の主要設備は、安定した地盤上に設置することが不可欠であることから、地盤や地層等を十分に調査・確認し、工事に伴う土砂災害等が生じないようにするとともに、土地の改変を最小限に留める計画とすること。
- (4) 事業実施想定区域の周辺では、「三大明神風力発電事業」及び「(仮称)馬揚山風力発電事業」が計画されており、工事に伴う「粉じん等」、「騒音」、「振動」、「水の濁り」などの環境影響が複合的なものになるおそれがあることから、周辺の発電事業者や工事業者等と十分な情報共有を図り、方法書の調査方法等に適切に反映させるとともに、最大限の環境保全措置を講ずること。
- (5) 全国各地において、ソーラーパネルが強風により飛ばされる事案や、豪雨により流出する事案等が発生していることから、強風・豪雨時における安全対策や、土砂災害等の事故発生時の復旧方法や連絡体制等の措置について検討し、方法書において具体的に示すこと。
- (6) ソーラーパネルは、低反射型のものを積極的に採用するなどし、反射光による環境影響を低減する計画とすること。
- (7) 計画段階環境事項として選定しない項目の理由として、「予定する工事の内容は一般的な太陽電池発電事業と同程度もしくはそれ以下」と説明しているが、一般的としている太陽電池発電事業の工事内容・規模等が示されておらず、選定しない理由の説明とし

て不十分であることから、方法書においては、一般的な太陽電池発電事業の工事内容・規模等を具体的に示すこと。

2 個別的事項について

【大気環境】

太陽光発電設備の稼働に伴う「低周波音」及び「超低周波音」については、最新の科学的知見を踏まえても不確実性が大きいことから、既存の太陽光発電事業における苦情等の事例を調査するとともに、環境影響の予測及び評価（以下「予測評価」という。）を行うこと。

【水環境】

事業実施想定区域及びその周辺は、水道水源となる河川の上流域であり、いわき市水道水源保護地域に指定されていることから、濁水の流出による河川への影響が懸念される。

このため、全国各地における近年の気象状況を踏まえ、過去に例を見ない集中豪雨や局地的大雨が長時間続いた場合であっても、下流域の河川の水量や濁水が著しく増加することのないよう、十分な集水範囲及び調整機能を担保する容量・能力の沈砂池を適切に設置する計画とすること。

また、工事期間中及び施設稼働後における沈砂池の維持管理や点検等の環境保全措置を綿密に検討し、方法書において具体的に示すこと。

【動植物・生態系】

- (1) 動植物及び生態系の調査にあたっては、専門家や関係団体等に助言・指導を仰いであうえで、その行動圏や分布域等を踏まえた調査範囲、調査地点、調査期間、調査時期及び調査方法等を適切に設定すること。
- (2) 法面等の緑化を行う場合には、生物多様性を保全する観点から、専門家や関係団体等に助言・指導を仰いであうえで、外来植物を使用せず、地域固有種に配慮した在来植物により施工する計画とすること。

【廃棄物等】

- (1) 事業終了後は、ソーラーパネル等を可能な限り速やかに撤去及び処分する必要があることから、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に基づき、あらかじめ廃棄等費用（太陽光発電設備の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用）の総額を算定したうえで、積立ての開始時期と終了時期、毎月の積立金額を明らかにして事業計画を策定し、方法書において具体的に示すこと。
また、災害等による発電事業途中での修繕や撤去及び処分が必要となった場合に備え、火災保険や地震保険等に加入すること。
- (2) 事業終了後は、産業廃棄物であるソーラーパネルが最大 25.3 万枚発生する可能性があることから、当該廃棄物を適切に処理するため、発生量（重量・体積）、保管方法、処分先及び処分方法等の情報を調査・検討し、方法書において具体的に示すこと。

- (3) 造成等の施工による一時的な影響として、工事に伴う「産業廃棄物」及び「残土」の環境影響が考えられることから、これらを予測評価の項目として選定し、方法書において具体的に示すこと。

【景観】

事業実施想定区域の周辺には、桜の名所である往生山や遠野オートキャンプ場等の優れた眺望点が多数存在することから、ソーラーパネルの存在やその反射光がこれらの眺望を阻害することのないよう配慮するとともに、太陽光発電設備の色彩等についても、自然に溶け込むような工夫を行うこと。

また、地元山岳会等の関係者からも広く意見を聴取のうえ、今後の計画に適切に反映させること。

【放射線の量】

事業実施想定区域及びその周辺の土壌や樹木等には、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故で放出された放射性物質が沈着等している可能性があり、計画段階環境配慮書におけるモニタリングポストの空間線量率は、事業実施想定区域における空間線量率を正確に反映していない可能性がある。

このため、事業実施想定区域及びその周辺の複数の地点における空間線量率や放射性物質の沈着等の有無を予測評価の項目として選定し、方法書において具体的に示すこと。

【その他】

- (1) 事業の計画及び実施にあたっては、資源エネルギー庁策定「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」、環境省策定「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」及びいわき市公式ホームページにおいて示している「太陽光発電施設導入にあたっての留意事項について」の記載事項を遵守すること。
- (2) 事業の実施にあたっては、3,000 m²を超える面積の土地の形質変更が見込まれることから、土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出に関して、いわき市環境監視センターと協議すること。
- (3) 対象事業実施区域は都市計画区域外であるが、第二次いわき市都市計画マスタープランにおける土地利用方針においては、「森林保全・育成区域」に位置付けており、原則として開発を規制しつつ、再生可能エネルギー等と調和を図りながら、適切な管理、育成を図り、災害の防止対策、自然体験や交流の場としての活用、景観の維持向上等に努める区域としていることから、ソーラーパネル等の配置や工事計画の検討にあたっては十分配慮すること。
- (4) 一定規模以上（高さ13m超又は建築面積1,000 m²超）の建築物や工作物等の新築等、又は一定規模以上（面積3,000 m²超又は法面の高さ5m超かつ長さ10m超）の土地の区画形質の変更を伴う場合は、「いわき市の景観を守り育て創造する条例」に基づく、大規模行為の届出が必要であり、また、同行為のうち、特に規模が大きいもの（建築物については高さ31m超又は延べ面積15,000 m²、工作物については高さ31m超）については、景観

への影響が顕著であると予測されるため、大規模行為の届出の前に事前協議が必要となることから、いわき市都市計画課景観係と協議すること。

- (5) 都市計画区域外において 10,000 m²以上の土地の取引を行った場合は、契約締結日から 2 週間以内に、国土利用計画法に基づく届出が必要となることから、今後、一連の計画のもとに隣接地等を取得した場合には、いわき市都市計画課景観係と協議すること。
- (6) 都市計画区域外において 10,000 m²以上の開発行為を行う場合には、都市計画法に基づく開発許可が必要となる場合があることから、いわき市建築指導課と協議すること。
- (7) 埋蔵文化財保護の観点から、工事中に土器などの遺物を発見した場合には、いわき市文化振興課（令和 4 年度、文化財課に組織改正を予定）と協議すること。
- (8) 事業実施想定区域には、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域が含まれることから、いわき市農政流通課と協議すること。
- (9) p3-119 において「いわき市環境基本計画（第二次）一部改訂」を引用しているが、現計画は「いわき市環境基本計画（第三次）」であることから、方法書においては、適切な内容に反映させること。